

丸亀市婚活支援事業委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業名

丸亀市婚活支援事業委託

2 目的

結婚の希望がある独身者に対し、出会いと交流の機会を提供する。併せて、婚活を行ううえで、役立つスキルを身に付けるためのセミナー等を実施することにより、参加者が結婚に対し前向きになれることを目的とし、本市の婚姻数の増加を図るため、婚活支援事業に取り組むもの。

3 業務の概要

別紙「仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 提案上限額

本業務に係る費用の合計額は、3,600,000円以内とする（消費税及び地方消費税を含む）。なお、この金額を超える提案は無効とする。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 結婚支援や婚活イベント実施についてのノウハウを有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 公告日から本業務のプレゼンテーション実施の日までに、本市から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中で

ないこと。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中ではないこと。

(6) 国税及び地方税に未納がないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその団体構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。

7 スケジュール

| 内容 | 日時 |
|--------------|------------------------------|
| 公募開始 | 令和8年（2026年）4月15日（水） |
| 質問期間 | 令和8年（2026年）4月15日（水）～22日（水） |
| 質問回答 | 令和8年（2026年）4月28日（火） |
| 参加表明書提出期間 | 令和8年（2026年）4月15日（水）～5月7日（木） |
| 資格審査・提案書作成依頼 | 令和8年（2026年）5月11日（月）～14日（木） |
| 提案書提出期間 | 令和8年（2026年）5月15日（金）～5月20日（水） |
| ヒアリング | 令和8年（2026年）5月27日（水） |
| 特定結果通知 | 令和8年（2026年）6月2日（火） |
| 契約締結 | 令和8年（2026年）6月上旬～中旬 |

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次によるものとする。

- (1) 質問の内容・・・参加表明書、提案書等の作成および提出に関する事項並びに事業実施に関する事項に限るものとし、評価および審査に関する質問は受けつけない。
- (2) 提出期限・・・令和 8 年 4 月 22 日（水）まで
- (3) 提出先・・・9 の(3)に記載の電子メールアドレス宛てに送信すること。

なお、メールの件名は、必ず「丸亀市婚活支援事業委託に係る公募型プロポーザルに関する質問」とすること。

- (4) 提出様式…様式第3号 質問票
- (5) 回答方法等…質問に対する回答は、令和8年4月28日（火）中に丸亀市ホームページに掲載する。

9 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 提出書類…様式第1号 参加表明書
様式第2号 誓約書
国税及び地方税に未納がないことを証明する書類
- (2) 提出期限…令和8年5月7日（木）午後5時15分まで
- (3) 提出場所…〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市市長公室政策課
TEL：0877-24-8839 FAX：0877-24-8860
電子メール：seisaku-k@city.marugame.lg.jp
- (4) 提出方法…配達記録が残る郵送（提出期限までに必着）又は持参（原則として、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする）。

10 参加資格の確認

- (1) 参加資格要件の確認…5に定める参加資格要件を満たす者か確認し、参加資格の有無を決定する。
参加資格を満たす者に対し、提案書等の書類提出依頼を通知するものとする。参加資格を満たさなかった者には、参加資格のない旨を通知する。
- (2) 通知日及び通知方法…令和8年5月11日（月）～14日（木）
電子メールにより通知（後に書面でも通知する。）
- (3) 辞退…参加表明後、本公募を辞退する場合は、電話連絡の上、辞退届（様式第4号）を5月20日（水）までに提出すること。なお、提出方法は電子メールのみとする。

11 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類（全て様式は任意とする。）

- ・技術提案書
- ・業務工程表…仕様書に基づいた業務スケジュールを記載すること。
- ・事業者概要及び業務実施体制
- ・業務実績調書…概ね3年間の同種業務の実績を記載すること。
- ・見積書…仕様書や技術提案書の内容に応じた見積内訳を添付すること。

なお、提出書類はすべて任意様式とし、提出後の追加、修正等は認めない。

- (2) 提出期限…令和8年5月20日（水）午後5時15分まで
- (3) 提出場所…9の(3)に同じ
- (4) 提出方法…9の(4)に同じ
- (5) 提出部数…6部（原本1部、写し5部）

12 提案者に対するヒアリング

次により技術提案に係るヒアリング及びプレゼンテーションを実施する。

(1) ヒアリングの予定日時…令和8年5月27日（水）

※詳細な時間帯は、別途、電子メール等にて連絡します。

(2) ヒアリングの実施要領…ヒアリングは1提案者ずつ実施し、1提案者あたりの持ち時間はプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分の計30分とする。

- ・ヒアリング時の追加資料の配付は禁止する。
- ・プレゼンテーションは提出した技術提案書等に沿って説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションでプロジェクター等の使用を希望する者は、事前に協議すること。（機器の接続時間は持ち時間には含めない。）

13 評価項目及び評価基準・評価方法

- (1) 参加表明書、技術提案書及びヒアリングの内容に関する評価は、以下の評価項目及び評価基準により行う。
- (2) 評価方法・・・本件に関するプロポーザル委員会において、書類審査及びヒアリングを行い、以下の評価項目及び評価基準に基づく各委員の評価点を合計した総評価点数により評価する。

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|--------|--|------|
| 業務実施方針 | 業務の目的に十分理解があり、提案の基本的な考え方や取組方針が妥当であるか。 | 5点 |
| 業務実績 | 同種又は類似業務の実績があり、業務に対応できる十分なノウハウがあるか。 | 5点 |
| 業務実施体制 | 業務の実施体制や人員が確立・確保されているか。 | 10点 |
| 業務計画 | 業務行程が効率的、計画的で実現性があるか。 | 10点 |
| 業務提案 | 業務全体として、参加者の結婚に対するハードルを下げ、婚活に前向きになり、イベントへの参加意欲を引き出す魅力的な内容が提案されているか。 | 15点 |
| | 参加者の増加につながるよう、イベントの周知や募集の方法など集客策が工夫されているか。 | 15点 |
| | 地域資源を活用したイベント内容が提案されているか。 | 10点 |
| | 婚活イベントとの連携要件である丸亀市「縁結び」定着・伴奏支援事業やかがわ縁結び支援センターへの登録について、業務全体として有機的に実施される提案内容か。 | 15点 |
| | スキルアップセミナー等は婚活に対する自信の醸成や不安の解消が図られる内容が提案されているか。 | 15点 |
| | 引き合わせが成立(カップリング)しやすくなるよう工夫されているか。 | 15点 |
| 業務経費 | 見積金額 | 5点 |
| 合計 | | 120点 |

14 受託候補者の特定

- (1) 受託候補者の特定方法…13の(2)の総評価点数が高い者から順位付けを行い、最も順位の高い者を受託候補者として特定する。ただし、総評価点数が満点の60%未満の者は、受託候補者として特定しない。なお、提案者が1者の場合も同様の手続きとする。総評価点数が同点の場合、見積書の額が安価な者を高い順位とする。
- (2) 審査結果の通知…受託候補者の特定後、提案者全員に対して結果を通知する。※令和8年(2026年)6月2日(火)予定
- (3) その他…丸亀市ホームページにおいても結果を公表とする。ホームページには受託候補者として特定された事業者は事業者名および得点を公表するが、その他の者については、事業者名は公表しない。

15 契約の締結

- (1) 契約締結の手続き…受託候補者に特定された者と本プロポーザルに提出された書類の内容を基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、契約を締結する。

なお、受託候補者に特定された者が契約を辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、14の(1)において付した次順位の者と同様の手続きを行うものとする。

16 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者及び受託候補者の資格を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (4) ヒアリングを欠席した場合

17 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、プロポーザル参加者の負担とする。

- (2) 技術提案書は1事業者につき1案とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本件以外の用に使用しない。
- (5) 電子メールなどの通信事故については、市はいかなる責任を負わない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書等を無効とする。
- (7) 本件に関する情報公開基準については、丸亀市プロポーザル方式取扱規程(平成28年丸亀市訓令第31号)第19条の規定によるため、プロポーザル参加者は当該公開基準を了解の上参加すること。

18 問い合わせ先

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市市長公室政策課 山口

TEL : 0877-24-8839 FAX : 0877-24-8860

電子メール : seisaku-k@city.marugame.lg.jp